○行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について

令和３年３月23日
道本安対第4495号
（地・捜１・鑑・研合同）
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

行方不明者発見活動（以下「発見活動」という。）については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について」（平27．12．22道本安対第2522号（地・捜１・鑑・研合同）。以下「旧通達」という。）等に基づいて実施してきたところであるが、この度、旧通達の実情にそぐわない点について見直しを行い、令和３年４月１日から次のとおり実施することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

記

第１　総則関係

１　目的（規則第１条関係）

規則は、発見活動が警察の責務を達成するための重要な活動であることを明確に示し、当該活動のより確実な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

２　定義（規則第２条関係）

⑴　行方不明者（同条第１項関係）

「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、規則第６条第１項の規定により届出がなされたものをいう。

⑵　特異行方不明者（同条第２項関係）

「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、規則第２条第２項各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　犯罪被害（同項第１号関係）

「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

イ　少年福祉犯被害（同項第２号関係）

「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。

「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋然性の強いことをいう。

当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事情のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うこと。

ウ　事故遭遇（同項第３号関係）

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

エ　自殺企図（同項第４号関係）

「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等

の個別具体的な事情をいう。

オ　自傷他害のおそれ（同項第５号関係）

「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第２条に規定する銃砲若しくは刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条に規定する毒物若しくは劇物等を携帯していることをいう。

「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

カ　自救無能力（同項第６号関係）

「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいい、認知症等により行方不明になった者を含む。

３　発見活動の基本（規則第３条関係）

発見活動に際しては、次に掲げる事項を基本とする。

⑴　迅速かつ的確な対応（同条第１号関係）

発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応すること。

⑵　必要な捜査の実施（同条第２号関係）

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

⑶　関係者の名誉及び生活の平穏に対する配慮（同条第３号関係）

行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないよう配慮すること。

発見活動に当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払うこと。

⑷　警察の組織的機能の発揮（同条第４号関係）

発見活動に当たっては、生活安全部門や一都道府県警察のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、各部門及び関係する他の都府県警察と相互に連携し、警察全体として発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。

４　警察本部長等の責任（規則第４条関係）

警察本部長及び方面本部長は、関係都府県警察と緊密な連携を図るための調整を行うこと。

また、各部門の連携状況、発見活動の進捗状況等を把握し、必要な指揮を行うなど

個々の発見活動が適正に行われるように全般の指揮監督に当たるとともに、必要に応じて、警察職員に対する指導教養の徹底、発見活動専従班の設置等の発見活動のための体制の整備、発見活動に要する経費の確保、行方不明者照会（行方不明者ファイルの検索を行う照会をいう。以下同じ。）の励行等を図ることにより、発見活動の効果的な運営に努めること。

5　警察署長の責任（規則第５条関係）

警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて、各課を相互に連携させ発見活動のため十分な体制を構築するなどにより発見活動の適切な実施を確保すること。

第２　行方不明者届の受理等

1　行方不明者届の受理（規則第６条関係）

⑴　行方不明者届をしようとする者（同条第１項関係）

ア　事実上婚姻関係と同様の事情にある者（同項第２号関係）

「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

イ　行方不明者の福祉に関する事務に従事する者（同項第４号関係）

「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員、行政、社会福祉法人等が運営する各種の福祉サービスに従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

ウ　行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者（同項第５号関係）

「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

⑵　留意事項

ア　行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長は、規則第６条第１項各号に掲げる事項に該当する者からの行方不明者届がなされた場合には、規則に定める行方不明者届出書に必要事項を記載させた上で受理すること。

なお、日本国内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。

イ　行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故遭遇のおそれのある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所から遠隔地にある場合、行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届を受理すること。

2　行方不明者届の受理時の措置（規則第７条関係）

⑴　警察署長は、行方不明者届を受理した場合は、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から、規則第７条第１項各号に掲げる事項について聴取してその内容に基づき、行方不明者届受理・登録票（別記第１号様式。以下「受理・登録票」という。）を作成するとともに、行方不明者事案指揮簿（別記第２号様式。以下「指揮簿」という。）を作成し、捜索や発見活動に伴う指揮事項及びその結果、捜査への移行状況等を記載し、経過を明らかにすること。

受理に当たっては、特に、原因、動機、立ち回り見込先、所持品、身体特徴等の把握に努め、受理・登録票に確実に記載するとともに、届出人から行方不明者を撮影した写真その他の発見活動を的確に行うために必要と認められる資料の提出を求めること。

また、警察署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合は、所属の警察職員に指示し、補充の調査を実施すること。

⑵　警察署長は、行方不明者届を受理した場合は、届出人に対し、警察が行う発見活動について正確な知識を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供がなされるようにするため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等について説明すること。

特に、規則第26条第１項ただし書に基づいて発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること及び同条第２項に基づいてストーカー事案等であることが判明した場合は、本人の同意があるときを除いて通知しないことについて、届出人の皆様へ（別記第３号様式）を活用して説明すること。

3　行方不明者に係る事項の報告（規則第８条関係）

⑴　警察署長は、行方不明者届を受理した場合及び行方不明者の氏名、住所その他規則第８条第１項に規定する警察庁長官が定める事項に変更があった場合は、速やかに、警察本部人身安全対策課長（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部の生活安全課長。以下これらを「本部主管課長」という。）を通じて警察本部長（方面本部の生活安全課長にあっては当該方面本部長。以下これらを「警察本部長等」という。）に報告するとともに、警察庁情報管理システムに登録すること。

なお、規則第８条第１項に規定する「警察庁長官が定める事項」については、次のとおりである。

ア　行方不明者の本籍又は国籍、性別、生年月日、職業、身体特徴及び異名がある場合は当該異名

イ　行方不明者が行方不明となった年月日

ウ　行方不明者届を受理した警察署及び年月日並びに当該行方不明者届の受理番号

エ　特異行方不明者に該当するか否かの別

オ　その他参考となる事項

⑵　警察本部長等及び本部主管課長は、発見活動を行う警察署長に対し、必要な指導、助言等を行うこと。

4　事案の引継ぎ（規則第９条関係）

規則第６条第２項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら発見活動を行うことが適当でないと認める場合は、規則第８条第１項及び第２項の規定による警察本部長等への報告及び警察庁情報管理システムへの登録を行った上で、当該行方不明者届に係る事案を、当該行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長に対し、行方不明者届出書、受理・登録票を添付の上、行方不明者届引継書（別記第４号様式）により引き継ぐこと。

引継ぎをした警察署長は、届出人に対し、発見活動を主体となって行う警察署長が変更になること及び引継ぎ先の窓口担当者を確実に通知すること。

また、引継ぎを受けた警察署長は、速やかに警察庁情報管理システムへの登録を行うとともに、引継ぎをした警察署長に連絡すること。

５　事後に取得した情報の記録及び活用（規則第10条関係）

行方不明者届を受理した警察署長（引継ぎがあった場合は、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、当該所属の警察職員に、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、確実に受理・登録票を追加・訂正し、その経過を指揮簿に記録化させるとともに、適宜報告させること。

また、受理署長は、行方不明者届、受理・登録票等を編さんした行方不明者受理簿を備え付け、行方不明者届受理簿目次（別記第５号様式）に必要事項を記載して行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置をとるとともに、規則第21条の規定により既に特異行方不明者手配（以下「手配」という。）がなされている場合には、手配先の警察署長に対して取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用すること。

６　特異行方不明者の判定（規則第11条関係）

受理署長は、生活安全課（札幌方面中央警察署にあっては生活安全第一課、生活安全課のない警察署にあっては刑事・生活安全課をいう。以下同じ。）の課長に、当該行方不明者の特異行方不明者該当性について意見を報告させるとともに、規則第７条第１項の規定による聴取の内容、規則第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報、生活安全課の課長による報告の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者の特異行方不明者該当性について自ら判定すること。

また、判定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者の特異行方不明者該当性を判定すること。

さらに、規則第11条第１項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定した場合及び行方不明者届の受理時において当該行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したが調査の結果、特異行方不明者に該当しないと判定した場合は、速やかに本部主管課長を通じて警察本部長等に報告すること。

第３　行方不明者の発見のための活動

１　一般的な発見活動

⑴　警察活動を通じた発見活動（規則第12条、第13条関係）

ア　警察職員は、行方不明者照会を効果的に活用することなどにより、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、警察活動に当たる

こと。

イ　受理署長は、行方不明者の発見や必要な情報の収集を行うため、必要があると認める場合は、他の警察署長に対して行方不明者発見活動協力要請書（別記第６号様式）により行方不明者の発見活動を求める手配協力を依頼すること。

⑵　行方不明者に係る資料の公表（規則第14条関係）

受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認める場合は、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

また、受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者の公表に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について指導するとともに、公表の必要がなくなった場合には、速やかに、公表した資料の回収・削除等を行うこと。

⑶　受理・登録票の写しの送付（規則第15条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から１月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されない場合は、身元不明死体の情報との対照のため、警察本部鑑識課長（札幌方面以外の方面の受理署長にあっては、当該方面本部の鑑識課長。以下「本部鑑識課長」という。）に対し、写真及び必要と認められる資料を添付して受理・登録票の写しを行方不明者届受理票等送付書（別記第７号様式。以下「送付書」という。）により送付すること。

また、受理署長は、受理・登録票の写しを送付した後、新たに行方不明者の動向や身体特徴が明らかになった場合についても前事項と同様に追加・訂正した受理・登録票の写しを本部鑑識課長に送付すること。

⑷　身元不明死体票の作成及び送付（規則第16条関係）

警察署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第４条第１項の規定により報告を受けたもの又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であって身元が明らかでないものについて、当該死亡者に該当する可能性のある行方不明者届の受理の有無を確認し、受理していない場合は、速やかに身元不明死体票（別記第８号様式）を作成して送付書により本部鑑識課長に送付するとともに、併せて身元不明死体票作成簿（別記第９号様式）を作成し、その経過を明らかにすること。

⑸　本部鑑識課長による対照等（規則第17条、第18条関係）

ア　本部鑑識課長は、受理・登録票の写し並びに身元不明死体票の整理及び保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

㈠　男女別

㈡　行方不明又は死亡年（推定）

㈢　行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）

㈣　行方不明又は死亡月日（推定）

イ　本部鑑識課長は、警察署長から受理・登録票の写し又は身元不明死体票の送付を受けた場合は、それぞれ行方不明者届受理票処理簿（別記第10号様式）及び身元不明死体票処理簿（別記第11号様式）により受理し、その経過を明らかにする

こと。

なお、上記処理簿は電磁情報に代えることができる。

⑹　迷い人についての確認（規則第19条関係）

ア　行方不明者届の有無の確認

警察署長は、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見・保護した場合は、北海道警察保護取扱規程（平成17年警察本部訓令第29号）に定める保護カードを作成するとともに、年齢、人相着衣、土地鑑等に基づいて行方不明者照会及び当該迷い人を発見した場所以外を管轄する警察署長に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届の有無について確認すること。

また、警察署長は、取扱い中の迷い人について各種照会等によっても身元が判明しない場合は当該迷い人を関係機関に引き継ぐこと。

迷い人を引き継ぐ場合は、保護カードにより引継状況を明らかにした上、迷い人の身長、体重、傷痕等の身体特徴、所持金品等のほか、取扱いの経過を迷い人票（別記第12号様式）に記載するとともに、その写しを本部主管課長へ送付すること。

イ　照会の実施及び対応

警察署長は、迷い人について、迷い人照会書（別記第13号様式）により、本部主管課長を通じて当該迷い人を発見した場所以外を管轄する警察署長又は都府県警察に対して照会を行い、早期に身元が判明するよう努めること。

照会を受けた警察署長は、行方不明者届の受理と迷い人照会の受理が相前後し、迷い人照会がなされた後に行方不明者届がなされることがあることから、迷い人照会を受けた日以降に受理した行方不明者届についても点検確認すること。

また、他の都府県警察からの照会については、本部主管課長が関与して、確実な点検、確認に努めること。

ウ　本部主管課長の積極的な支援と行方不明者情報照会の活用

本部主管課長は、警察署長の対応を確認し、積極的な指導、支援を行うとともに必要と認められる場合は、「警察情報管理システムによる身元確認照会業務実施要領の制定について」（平31．３．28道本鑑第3978号）別添要領別表第６に定める行方不明者情報検索照会を活用して当該迷い人の身元が判明するよう努めること。

エ　引継ぎ先との連携

警察署長は、迷い人の身元を確認するためには、保護実施機関である市町村等による身元確認のための調査等に加え、警察としても市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、市町村等に迷い人を引き継ぐ際には、当該市町村や施設において、当該迷い人の氏名等身元の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認された場合には、警察署に連絡を行うように依頼すること。

２　特異行方不明者の発見活動

⑴　受理署長の措置（規則第20条関係）

受理署長は、特異行方不明者については、誘拐、逮捕・監禁等の犯罪被害や、事

故に遭遇しているなどその生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、認知の段階から生活安全部門、地域部門、刑事部門等を緊密に連携させ、捜査を含めた発見活動を迅速かつ的確に行うとともに、特異行方不明者の発見に資する情報を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡をとること。

また、特異行方不明者の発見に必要があると認める場合は、関係行政機関、地方公共団体、関係事業者等の協力を求めることとなることから、発見活動に協力を得ることができるよう、平素から発見活動の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど体制を構築すること。

さらに、速やかに身元不明死体の情報との対照ができるよう、特異行方不明者と判定をした後は速やかに規則第２条第２項第２号に掲げる者を除き、受理・登録票の写しを作成し、本部鑑識課長に送付すること。

⑵　手配（規則第21条、第22条関係）

ア　手配の種別

「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先、居住先等の当該地域において発見活動を行う上で、参考となる事情が判明していることをいう。

イ　留意事項

㈠　手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無などを勘案し、手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。

㈡　受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し、受理・登録票の写しなどを添付の上、特異行方不明者手配書（別記第14号様式）により手配を行うこと。

㈢　特異行方不明者の発見に資する手掛かりがなく手配ができない場合においても、行方不明となった状況などから、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ緊急性が認められる場合には、本部主管課長を通じて手続が必要な都府県警察に対し、当該特異行方不明者の発見活動への協力の要請を行うことができることに留意すること。

⑶　手配を受けた警察署長の措置（規則第23条関係）

手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを勘案し、規則第23条に規定する発見活動を迅速かつ的確に行い、その実施結果を受理署長に通知すること。

⑷　手配の有効期間（規則第24条関係）

受理署長は、手配が手配先の警察署長に対して規則第23条に規定する発見活動を義務付けるものであることから、手配の必要性等を適切に判断した上で、手配の有効期間を更新すること。

第４　特異行方不明者に関するＤＮＡ型鑑定等

１　特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の作成等（規則第24条の２関係）

⑴　受理署長は、特異行方不明者について規則第17条及び第18条に掲げる事項に基づき、受理・登録票の写しを送付して身元不明死体票と対照しても当該特異行方不明者の死亡が確認されない場合において、届出人の求めがあり、かつ当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められるときであって、次に掲げる各事項のいずれかに該当すると認められるときは、届出人の同意又は当該特異行方不明者の実母、実子若しくは実父（以下「実母等」という。）の同意を得て、特異行方不明者の実母等の身体の組織の一部であってＤＮＡ型鑑定に用いられるもの又は当該特異行方不明者が遺留したと認められるものであってＤＮＡ型鑑定に用いられるもの（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受け、警察本部科学捜査研究所長に当該資料のＤＮＡ型鑑定を嘱託すること。

ア　行方不明者届を受理した日から６月以上経過しても当該行方不明者届に係る特異行方不明者が発見されない場合であって、ＤＮＡ型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

イ　アの事項に掲げるもののほか、当該特異行方不明者の発見のため迅速にＤＮＡ型鑑定を行う必要がある場合であって、ＤＮＡ型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

⑵　受理署長は、ＤＮＡ型鑑定を嘱託する場合において、特異行方不明者等資料の提出を受けるときにおいては、届出人から特異行方不明者ＤＮＡ型鑑定申立書（別記第15号様式）を徴するとともに、提出者から特異行方不明者ＤＮＡ鑑定等同意書（別記第16号様式）を徴すること。

⑶　受理署長は、ＤＮＡ型鑑定を嘱託する場合は、特異行方不明者ＤＮＡ型鑑定嘱託書（別記第17号様式）を作成の上、特異行方不明者等資料とともに警察本部科学捜査研究所長に送付すること。

⑷　警察本部科学捜査研究所長は、特異行方不明者等資料に係るＤＮＡ型鑑定の嘱託により、ＤＮＡ型鑑定を実施して当該行方不明者等資料に係る特定ＤＮＡ型（ＤＮＡ型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第２条第２号に掲げる特定ＤＮＡ型をいう。以下同じ。）が判明した場合は、当該行方不明者の特定ＤＮＡ型と細則第２条に掲げる事項の記録（以下「特異行方不明者等ＤＮＡ型記録」という。）を作成し、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）が別に定める要領により送信すること。

⑸　警察本部科学捜査研究所長は、犯罪鑑識官が特異行方不明者等ＤＮＡ型記録と変死者等ＤＮＡ型記録及び死体ＤＮＡ型記録を対照した場合において、当該対照結果のほか、次に掲げる各事項のいずれかに該当する旨の通知があった場合は、当該通知を鑑定嘱託した受理署長に通知すること。

ア　特異行方不明者等ＤＮＡ型記録と犯罪鑑識官の保管する変死者等ＤＮＡ型記録又は死体ＤＮＡ型記録を対照した結果、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者等が当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る変死者等又は当該死体ＤＮＡ型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないとき。

イ　特異行方不明者等ＤＮＡ型記録と犯罪鑑識官の保管する変死者等ＤＮＡ型記録又は死体ＤＮＡ型記録について、ＤＮＡ型鑑定の結果として判明している範囲内で親子関係に矛盾がないとき。

２　特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の整理・保管等（規則第24条の３関係）

⑴　受理署長は、特異行方不明者等資料によりＤＮＡ型鑑定を嘱託した結果、特定ＤＮＡ型が判明した特異行方不明者について、次に掲げる各事項のいずれかに該当すると認められる場合は、本部鑑識課長に対し、特異行方不明者等ＤＮＡ型記録抹消通報書（別記第18号様式）により、犯罪鑑識官が整理保管する特異行方不明者等ＤＮＡ型記録から当該行方不明者に係る特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の抹消を求めること。

ア　規則第24条の２第４項の規定による対照を実施した場合において、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る変死者等又は当該死体ＤＮＡ型記録に係る取扱死体であることが判明したとき。

イ　前事項に掲げる対照を実施した場合において、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者の実母等と当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る変死者等又は死体ＤＮＡ型記録に係る取扱死体の親子関係に矛盾がなく、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等ＤＮＡ型記録に係る変死者等又は死体ＤＮＡ型記録に係る取扱死体であることが判明したとき。

ウ　特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る特異行方不明者が発見され又はその死亡が確認されたとき。

エ　当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る届出人又は特異行方不明者等資料の提出をした者が、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録の抹消を希望する旨を申し出たとき。

オ　当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る届出人が、当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る行方不明者届を取り下げたとき。

カ　当該特異行方不明者等ＤＮＡ型記録に係る行方不明者届の受理年月日を起算日として10年経過し、「行方不明者等登録実施要領の制定について」（令３．３．23道本安対第4494号）別添要領第６の２の事項による再登録の依頼がなされなかったとき。

キ　上記アからカまでの事項に掲げるもののほか、特異行方不明者等ＤＮＡ型記録を保管する必要がなくなったとき。

⑵　特異行方不明者ＤＮＡ型鑑定対象一覧簿の備付け

受理署長は、ＤＮＡ型鑑定を嘱託した特異行方不明者について、特異行方不明者ＤＮＡ型鑑定対象一覧簿（別記第19号様式。以下「対象一覧簿」という。）により、当該特異行方不明者に係るＤＮＡ型鑑定実施の経過を明らかにすること。

なお、死亡している蓋然性が認められ、上記１の⑴のア又はイに掲げる事項に該当し、発見するためにＤＮＡ型鑑定を実施する必要があると認められる特異行方不明者について、届出人からの求めがない場合又は特異行方不明者等資料の提出を受けることができずにＤＮＡ型鑑定を実施できない場合においても、対象一覧簿によ

り、当該特異行方不明者に係るＤＮＡ型鑑定未実施の経過を明らかにしておくこと。

第５　行方不明者の発見時の措置

１　行方不明者を発見した警察職員の措置（規則第25条関係）

⑴　警察署長は、行方不明者を発見又はその死亡を確認した場合は、次の要領により、届出人その他関係者に対する通知の措置を講ずること。

ア　行方不明者を発見した場合は、当該行方不明者及び届出人の意向を尊重しつつ、当該行方不明者に対して届出人その他関係者への連絡を促すこと。

イ　行方不明者を発見した場合で、当該行方不明者に係る届出人その他関係者に直接連絡が必要なときは、事案概要、届出人の意向等を承知している受理署長により通知の要否を判断することが適当であることから、受理署長と協議の上、対応するものとし、独断による連絡は行わないこと。

ウ　行方不明者の死亡を確認した場合は、前記イに掲げる事項に準じた措置を講ずること。

⑵　警察署長は、保護を要する行方不明者を発見した場合は、生命・身体の安全を確認するとともに、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第３条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条等に基づく保護又は警察法（昭和29年法律第162号）第２条に基づく保護の措置を講ずること。

⑶　行方不明者の発見場所又は死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（別記第20号様式）を作成するとともに、規則第25条第４項に掲げる通知を行う場合は、受理署長に対し行方不明者発見票の写しを送付して通知すること。

２　届出人に対する通知（規則第26条関係）

受理署長は、行方不明者が発見された場合又はその死亡が確認された場合は、原則として届出人に通知すること。ただし、当該行方不明者の意思、自救能力、年齢等を考慮して通知しない又は通知をする事項を限定できることに留意すること。

また、当該行方不明者に対し、届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第２条第１項に規定するつきまとい行為若しくは同条第３項に規定するストーカー行為（以下「ストーカー行為等」という。）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力若しくは同法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力（以下「配偶者からの暴力等」という。）の有無などの事項を確認し、届出人からストーカー行為等又は配偶者からの暴力等を受けていた場合においては、被害者保護の必要性から本人の同意があるときを除き、届出人に対して通知をしないこと。

なお、届出人からストーカー行為等又は配偶者からの暴力等を受けていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て、届出人に対して連絡する場合は、同意書（別記第21号様式）を徴すること。

３　警察本部長等に対する報告等（規則第27条関係）

受理署長は、行方不明者が発見された場合、その死亡が確認された場合又は行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなったと認められる場合は、警察庁情報管理システムに保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、本部主管課長を通じその旨を警察本部長等に報告すること。

４　本部鑑識課長等に対する報告等（規則第28条関係）

警察署長は、上記第３の１の⑶の事項により受理・登録票の写し又は第３の１の⑷の事項に掲げる事項により身元不明死体票を送付した後において、当該行方不明者が発見された場合、死亡が確認された場合、死亡者の身元が確認された場合などにおいて受理・登録票の写し又は身元不明死体票を保管する必要がなくなったと認められるときは、速やかに本部鑑識課長に対し、行方不明者届受理票・身元不明死体票削除通報書（別記第22号様式）により報告すること。

また、報告を受けた本部鑑識課長は、速やかに、その旨を犯罪鑑識官に対し、行方不明者届受理票等・身元不明死体票削除通報書（別記第23号様式）により報告すること。

５　手配の解除（規則第29条関係）

受理署長は、手配が手配先の警察署長に対し、発見活動を義務付けるものであることに鑑み、手配に係る特異行方不明者が発見された場合、その死亡が確認された場合又は手配の必要がなくなったと認める場合は、速やかに特異行方不明者手配解除通報書（別記第24号様式）により本部主管課長を通じて手配を解除すること。

第６　行方不明者届がなされていない場合等の特例（規則第30条関係）

警察署長は、発見活動が生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることに鑑み、行方不明者届の有無等にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則に定める発見活動、捜査等の措置を講ずることができることに留意すること。

第７　保存期間

各所属において、この通達に基づいて作成した別記第１号様式から別記第24号様式までの各様式の保存期間は、別表のとおりとする。

第８　専決事項

警察本部長が行う、次に掲げる事項については、生活安全部長の専決により行うことができる。

１　行方不明者届を受理した場合及び行方不明者の氏名、住所その他規則第８条第１項に規定する警察庁長官が定める事項に変更があった場合における報告の受理（第２の３の⑴の事項）

２　行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定した場合及び行方不明者届の受理時において特異行方不明者に該当すると判定した者が調査の結果、特異行方不明者に該当しないと判定した場合における報告の受理（第２の６の事項）

３　行方不明者が発見された場合、その死亡が確認された場合又は行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなったと認められる場合における報告の受理(第５の３の事項)

第９　経過措置

１　この通達実施の際現にあるこの通達に相当する既に失効し又は廃止された通達の別記様式により作成された文書は、当該様式に相当するこの通達の別記様式によりその作成日において作成された文書とみなして、この通達の当該文書の保存期間に関する定めを適用する。

２　この通達実施の際現に存する旧通達別記第３号様式の用紙は、この通達実施後も、

なお当分の間使用することができる。

※　別表、別記様式省略